



平成 28 年 6 月 24 日

一般社団法人大宮地区労働基準協会長 殿

埼玉労働局労働基準部長

飲食店における労働災害防止対策の推進について

貴団体におかれましては、平素より安全衛生行政の推進に当たり、御支援、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

現在、飲食店における労働災害の件数が増加していることから、更なる労働災害防止対策の適切な実施が強く求められています。

改めて申し上げるまでもなく、事業者には、労働安全衛生法に基づく労働災害防止のための措置が義務付けられていますので、法令に基づく措置を確実に実施していただくことが必要です。

今般、別添のとおり「飲食店の労働災害防止マニュアル」等を作成いたしましたので、貴団体におかれましては、ホームページへの掲載、関係事業場が参集する機会、会報の送付、会員向けのメールマガジンの配信等のあらゆる機会を捉え、周知していただき、飲食店における労働災害防止対策の推進が図られますようお願い申し上げます。

(別添)

- ・ 飲食店の労働災害防止マニュアル
- ・ 飲食店の労働災害防止に関する周知用リーフレット（管理者用、従業員用）
- ・ 職場の危険を発見するための「見える化」の安全活動に関するリーフレット
- ・ 飲食店の労働災害防止に関する好事例集

(参考) 飲食店の労働災害防止マニュアル等

飲食店において、事業者が行う安全衛生活動を支援するため、事業場の実態に即し、労働災害防止対策に取り組むことができるように作成したものです。なお、埼玉労働局ホームページに掲載しています。

埼玉労働局ホーム — 法令・制度 — 安全衛生関係 — 『飲食店における労働災害防止対策マニュアル』